

地域計画

策定年月日	令和7年3月31日
更新年月日	()
目標年度	令和16年度
市町村名 (市町村コード)	長井市 62090
地域名 (地域内農業集落名)	泉地区 (八景、福田、羽黒)

注:「地域名」欄には、協議の場が設けられた区域を記載し、農林業センサスの農業集落名を記載してください。

1 地域における農業の将来の在り方

(1) 地域計画の区域の状況

区域内の農用地等面積(農業上の利用が行われる農用地等の区域)	71.82 ha
① 農業振興地域のうち農用地区域内の農地面積	71.82 ha
② 田の面積	67.61 ha
③ 畑の面積(果樹、茶等を含む)	4.22 ha
④ 区域内において、規模縮小などの意向のある農地面積の合計	2.53 ha
⑤ 区域内において、今後農業を担う者が引き受ける意向のある農地面積の合計	1.18 ha
(参考)区域内における〇才以上の農業者の農地面積の合計	ha
うち後継者不在の農業者の農地面積の合計	ha
(備考)	

- 注1:①については、農業振興地域担当部局と調整の上、記載してください。
 2:②及び③については、農業委員会の農地台帳の面積(現況地目)に基づき記載してください。
 3:④については、規模縮小又は離農の意向のある農地面積を記載してください。
 4:⑤については、区域内に特定することができない場合には、引き受ける意向のあるすべての農地面積を記載の上、備考欄にその旨記載してください。
 5:(参考)の区域内における〇才以上の農業者の農地面積等については、できる限り記載するように努めてください。
 6:「区域内の農用地等面積」に遊休農地が含まれている場合には、備考欄にその面積を記載してください。

(2) 地域農業の現状及び課題

- ・農地の区画が小さく、不整形地が多く、水路の整備も必要で排水性もよくないところがあるが、大規模法人が集約しており、土地利用型農業だけでなく、高収益作物にも取り組み始めている。
- ・今後は法人や大規模農家に集約しつつも多様な担い手の育成が課題となっている。

(3) 地域における農業の将来の在り方(作物の生産や栽培方法については、必須記載事項)

- ・大豆の過作による連作障害が見受けられるため、大豆のブロックローテーションと省力化機械の導入を計画的に進めていく。
- ・新規就農者の受け入れや伝統野菜等の地域固有の作物の進行も含め、多様な担い手を育成していく。

2 農業の将来の在り方に向けた農用地の効率的かつ総合的な利用に関する目標

(1) 農用地の効率的かつ総合的な利用に関する方針			
<ul style="list-style-type: none"> ・基盤整備事業のための要望を積極的に行い、事業の実施に向けて地域で推進していく。 ・スマート農業を取り入れ生産の最適化を図る。 			
(2) 担い手(効率的かつ安定的な経営を営む者)に対する農用地の集積に関する目標			
現状の集積率	96.36	%	将来の目標とする集積率
			98.00 %
(3) 農用地の集団化(集約化)に関する目標			
<ul style="list-style-type: none"> ・担い手に集積・集約化する。 ・担い手の分散錯圖を解消する。 			

3 農業者及び区域内の関係者が2の目標を達成するためとるべき必要な措置

(1)農用地の集積、集団化の取組
・担い手(認定農業者や法人)を中心に集積・集約化していく。 ・担い手の分散錯圃を解消していく。
(2)農地中間管理機構の活用方法
・農業をリタイア・経営転換する人は、原則として農地中間管理機構に貸し付ける。 ・担い手の分散錯圃を解消するため、利用権を交換しようとする人は、原則として農地中間管理機構に貸し付ける。
(3)基盤整備事業への取組
・昭和40年代前半に地区内で圃場整備を行ったものの、すでに60年近くが経過し、大規模化や省力化を進めるには、再度の圃場整備が必要である。今後、事業の採択に向けた動きを進めていく。
(4)多様な経営体の確保・育成の取組
・農業生産法人等を中心に、6次産業化に取り組む新規就農者の確保や伝統野菜等に取り組み、農家等を育成していく。 ・担い手は十分確保されているが、地域おこし協力隊のような人材も含めた移住者等も地域全体で、多様な担い手として受け、育成していく。
(5)農業協同組合等の農業支援サービス事業者等への農作業委託の取組
・ドローン等を活用した空中散布の推進や管理作業等の農作業委託について、地域を挙げて取り組んでいく。

以下任意記載事項(地域の実情に応じて、必要な事項を選択し、取組内容を記載してください)

<input checked="" type="checkbox"/> ①鳥獣被害防止対策	<input type="checkbox"/> ②有機・減農薬・減肥料	<input checked="" type="checkbox"/> ③スマート農業	<input type="checkbox"/> ④輸出	<input type="checkbox"/> ⑤果樹等
<input type="checkbox"/> ⑥燃料・資源作物等	<input checked="" type="checkbox"/> ⑦保全・管理等	<input type="checkbox"/> ⑧農業用施設	<input type="checkbox"/> ⑨耕畜連携	<input checked="" type="checkbox"/> ⑩その他

【選択した上記の取組内容】

- ①地域の農業組織と地域団体が連携し被害の防止に取り組むとともに、地区連合会による防止策に係る要望書の提出等行政への支援にもあわせて行っている。
- ③作業効率を高めるために、AIによる情報機器などスマート農業技術の導入をしていく。
- ⑦農業用水路、排水路が著しく劣化している箇所が多くなり、関係する土地改良区や地区内の保全協議会等と連携し、改良していく。
- ⑩みどりの食料システムに取り組み、環境負荷軽減や消費の拡大、食育の推進など、今後の農業を見据えた活動を模索していく。

4 地域内の農業を担う者一覧(目標地図に位置付ける者)

属性	農業を担う者 (氏名・名称)	現状			10年後 (目標年度:令和16年度)				
		経営作目等	経営面積	作業受託面積	経営作目等	経営面積	作業受託面積	目標地図上の表示	備考
認農		畑	0.18 ha	ha	畑	0.18 ha	ha	2	
認農		水稻、野菜	4.60 ha	ha	水稻、野菜	4.60 ha	ha	9	
認農		水稻	0.10 ha	ha	水稻	0.10 ha	ha	7	
認農		水稻、大豆	8.85 ha	ha	水稻、大豆	8.85 ha	ha	12	
認農		水稻、大豆	2.09 ha	ha	水稻、大豆	2.09 ha	ha	8	
認農		水稻、大豆、枝豆、啓留豆	40.03 ha	ha	水稻、大豆、枝豆、啓留豆	40.03 ha	ha	11	
認農		水稻	3.76 ha	ha	水稻	3.76 ha	ha	3	
利用者		水稻	0.18 ha	ha	水稻	0.18 ha	ha	-	
利用者		水稻	0.47 ha	ha	水稻	0.47 ha	ha	1	
利用者		水稻、大豆、野菜	4.56 ha	ha	水稻、大豆、野菜	4.56 ha	ha	10	
利用者		水稻	2.06 ha	ha	水稻	2.06 ha	ha	6	
利用者		畑	0.13 ha	ha	畑	0.13 ha	ha	4	
利用者		水稻、野菜	2.23 ha	ha	水稻、野菜	2.23 ha	ha	5	
			ha	ha		ha	ha		
			ha	ha		ha	ha		
計	13経営体		69.21 ha	0.00 ha		69.21 ha	0.00 ha		

注1:「属性」欄には、認定農業は「認農」、認定新規就農者は「認就」、法人化を行うことが確実であると市町村が判断する集落営農は「集」、基本構想水準到達者は「到達」、農業協同組合は「農協」、農業支援サービス事業者(農協を除く)は「サ」、上記に該当しない農用地等を継続的に利用する者は「利用者」の属性を記載してください。

2:「経営面積」「作業受託面積」欄には、地域計画の対象地域内における農業を担う者の経営面積、作業受託面積を記載してください。

3:農業を担う者に位置付ける場合は、できる限りその者から同意を得ていること。

4:作業受託面積には、基幹3作業の実面積を記載してください。なお特定農作業受託面積は、作業受託面積に含めず、経営面積に含めてください。

5:備考欄には、農業を担う者として位置付けられた者に不測の事態に備えて、代わりに利用する者を記載するよう努めてください。

5 農業支援サービス事業者一覧(任意記載事項)

番号	事業体名 (氏名・名称)	作業内容	対象品目

6 目標地図(別添のとおり)

7 基盤法第22条の3(地域計画に係る提案の特例)を活用する場合には、以下を記載してください。

農用地所有者等数(人)		うち計画同意者数(人・%)	
-------------	--	---------------	--

注1:「農用地所有者等」欄には、区域内の農用地等の所有者、賃借人等の使用収益権者の数を記載してください。

注2:「うち計画同意者数」欄には、同意者数を記載してください。

注3:提案する地区の対象となる範囲を目標地図に明記してください。

(留意事項)

農業を担う者を位置付ける際、これらの者の氏名が含まれた地域計画について、法令に基づく手続として、本人の同意なく、関係者の意見聴取や、地域計画の案の縦覧、地域計画の公告を行うことができますが、個人情報を保有するに当たっては、利用目的をできる限り特定し、本人から直接書面に記録された個人情報を取得するときは、あらかじめ、本人に対し、その利用目的を明示してください。

また、市町村の公報への掲載等とは別に、インターネットの利用により関係者以外の不特定多数に対して情報を提供する場合は、氏名を削除するなど配慮してください。

必要に応じて区域内の農用地の一覧を参考として添付してください。